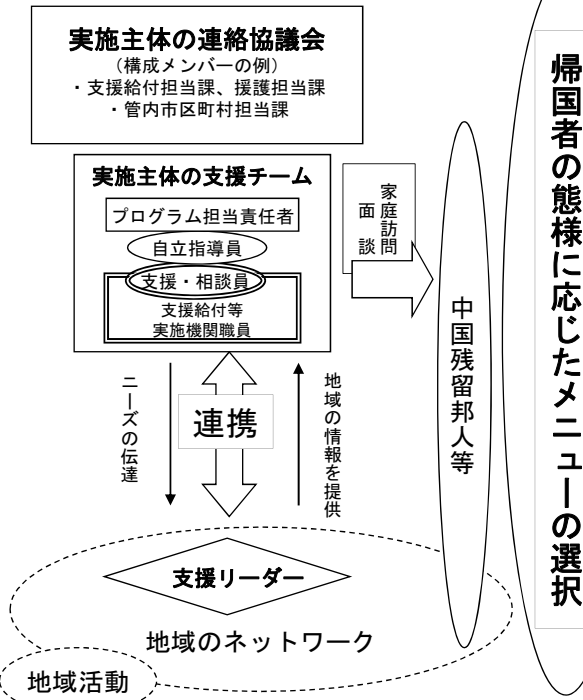


エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、「地域生活支援プログラム」を作成し、日本語学習、就労支援、生活相談等を行う。

- 実施主体：市町村（支援連絡会を設置した場合は都道府県）
※ 民間団体等に委託可



この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施。

メニューの例

<拠点施設の活用>

- 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費（10万円限度）・教材費（1万円限度）の支給
- ※ 交通費の限度額を超えた分について、支給給付受給者は、生活支援給付又は生活扶助の移送費より支出可能
- 適切な教材等の紹介や自学自習に必要な教材費（1万円限度）の支給

<地域ネットワークの活用>

- 地域で実施する交流事業への参加
 - ・地域活動の紹介
- 身近な地域での日本語教室への参加
 - ・民間日本語学校等の紹介
 - ・ボランティア日本語教室の紹介
- 就労に役立つ日本語等資格取得支援
 - 受講料（20万円限度）・受験料（1万円限度）の支給
- ※ 雇用保険制度の教育訓練給付金又は母子家庭の母に対する自立支援教育訓練給付金の受給有資格者はこれらの制度が指定する講座以外の講座が対象となる。
- 生活保護受給者等の就労による自立促進事業の活用
 - ・公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し就労支援を行う。

<親族訪問>

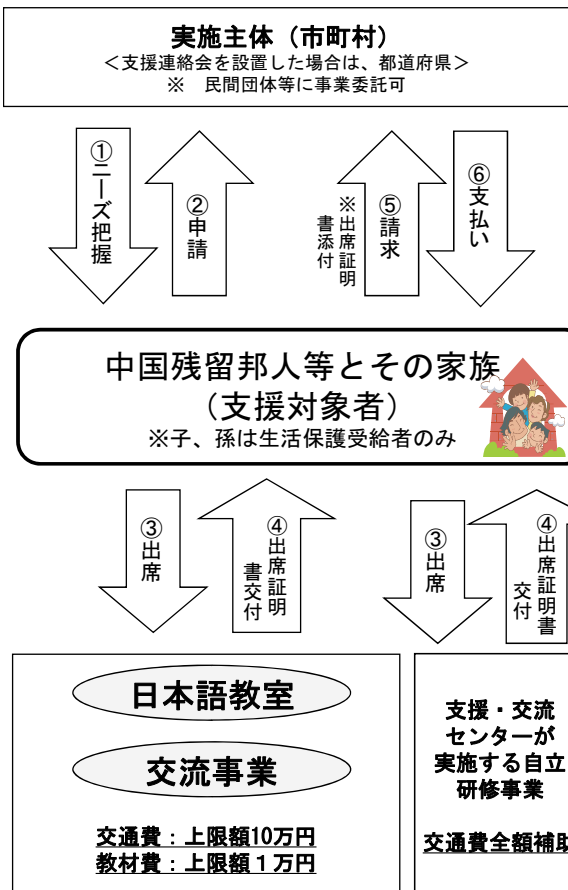
- 中国に居住している親族との再会や見舞いのための訪中時支給給付の継続支給（渡航費用の収入認定除外）

<独自に実施する支援事業>

- 実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ独自に実施する支援事業

(中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業)

○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費・教材費の支給



補助内容

<参加者活動支援費（交通費）や教材費の支給>（補助率10/10）

日本語習得等を希望する者に対して、支援・交流センター等や自治体が認めた団体で実施されている日本語教室や交流事業の紹介やあつせんを行い、またそれらの事業に参加する対象者に対して、交通費や教材費を支給する。
(対象経費 扶助費又は補助金)

①交通費の補助上限額：年間1プログラム10万円

※支援・交流センターが実施する自立研修事業への参加者の交通費は、①の規程とは別に全額支給する

②教材費補助上限額：年間1プログラム1万円

※1プログラムの考え方

通学先の分野ごとに1プログラムとする。

例1：日本語教室と交流事業に通う場合は、2プログラムとし日本語教室及び交流事業それぞれ交通費の年間上限額10万円、教材費の年間上限額1万円となる。

例2：複数の日本語教室に通う場合は、日本語学習という同じ分野であるため1プログラムとし、交通費の年間上限額10万円、教材費の年間上限額は1万円となる。

○支給対象者

支援法の対象者のうち、日本語各種学習、交流事業等への参加を希望する者で以下の事項のいずれかに該当する者とする。

※但し、同伴入国した子、孫は、生活保護を受給していることを要件とする。

- ①通所（学）又は通信によって日本語等各種の学習を行える者
- ②センター等で行っている交流事業で、対象者が希望する行事等への参加が可能である者
- ③日本語が不自由なため、地域社会から孤立している者で日常的な会話や交流を求めている者
- ④センター等に相談することにより自立阻害要因を排除することができると思われる者

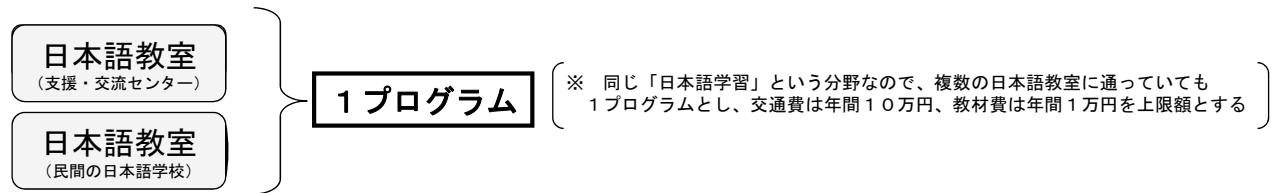
○ 支援・交流センター等での日本語学習、交流事業への参加に伴う交通費の支給は、1人当たり年間1プログラム10万円（教材費は1万円）を限度としているが、1プログラムの考え方は以下のとおりである。

● 通学先分野ごとに1プログラムとする。

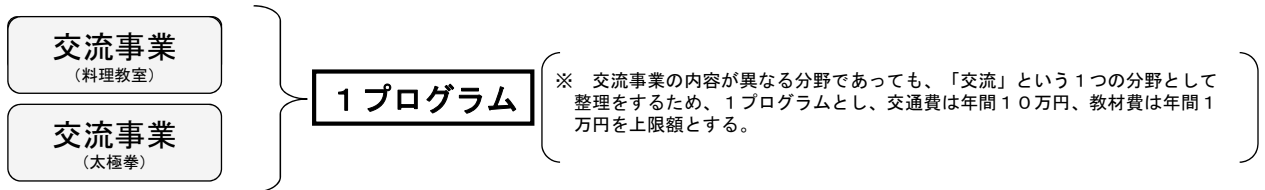
(例1) 日本語教室と交流事業に通っている場合



(例2) 2つの日本語教室に通っている場合

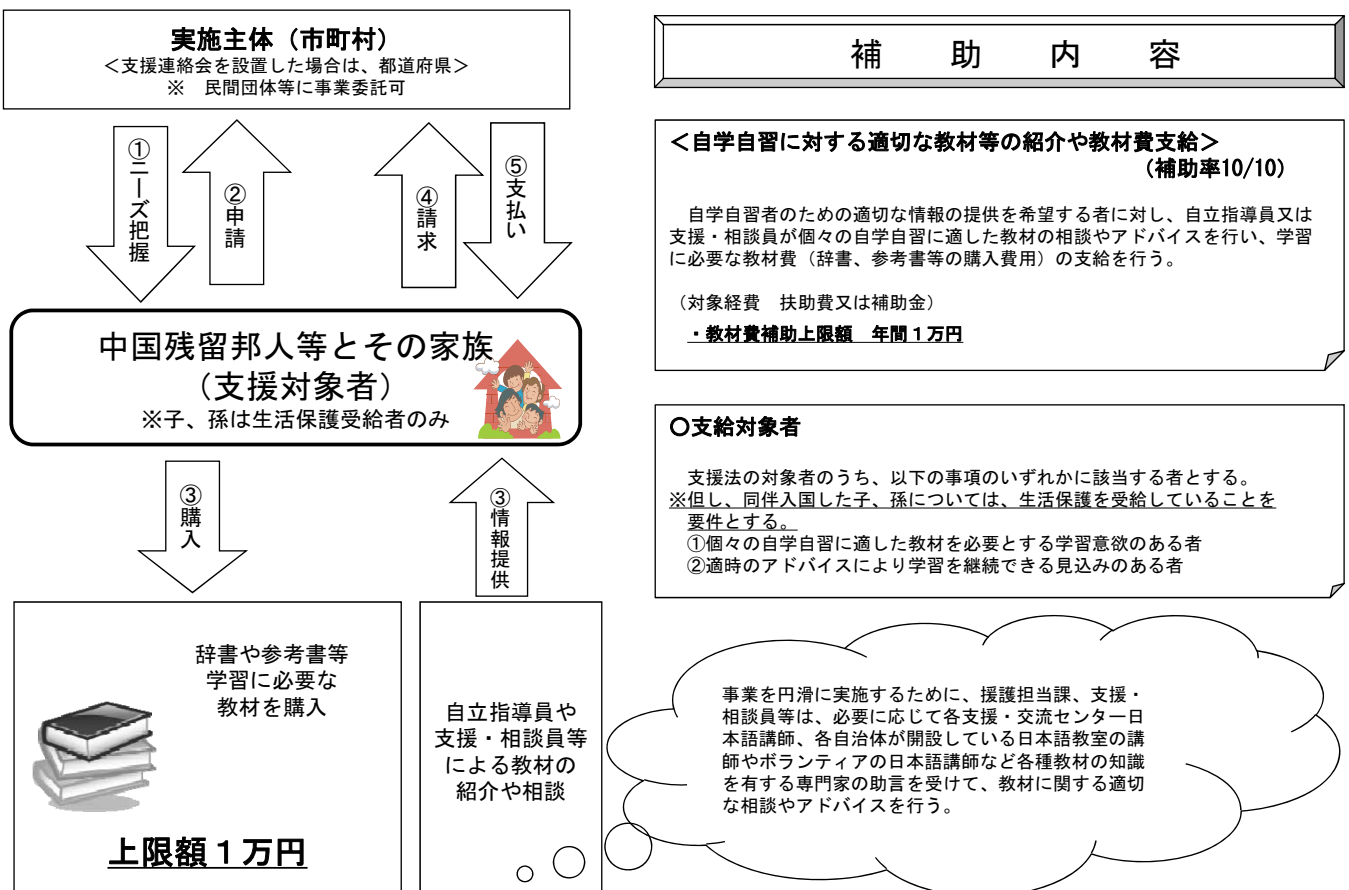


(例3) 内容が異なる交流事業に通っている場合

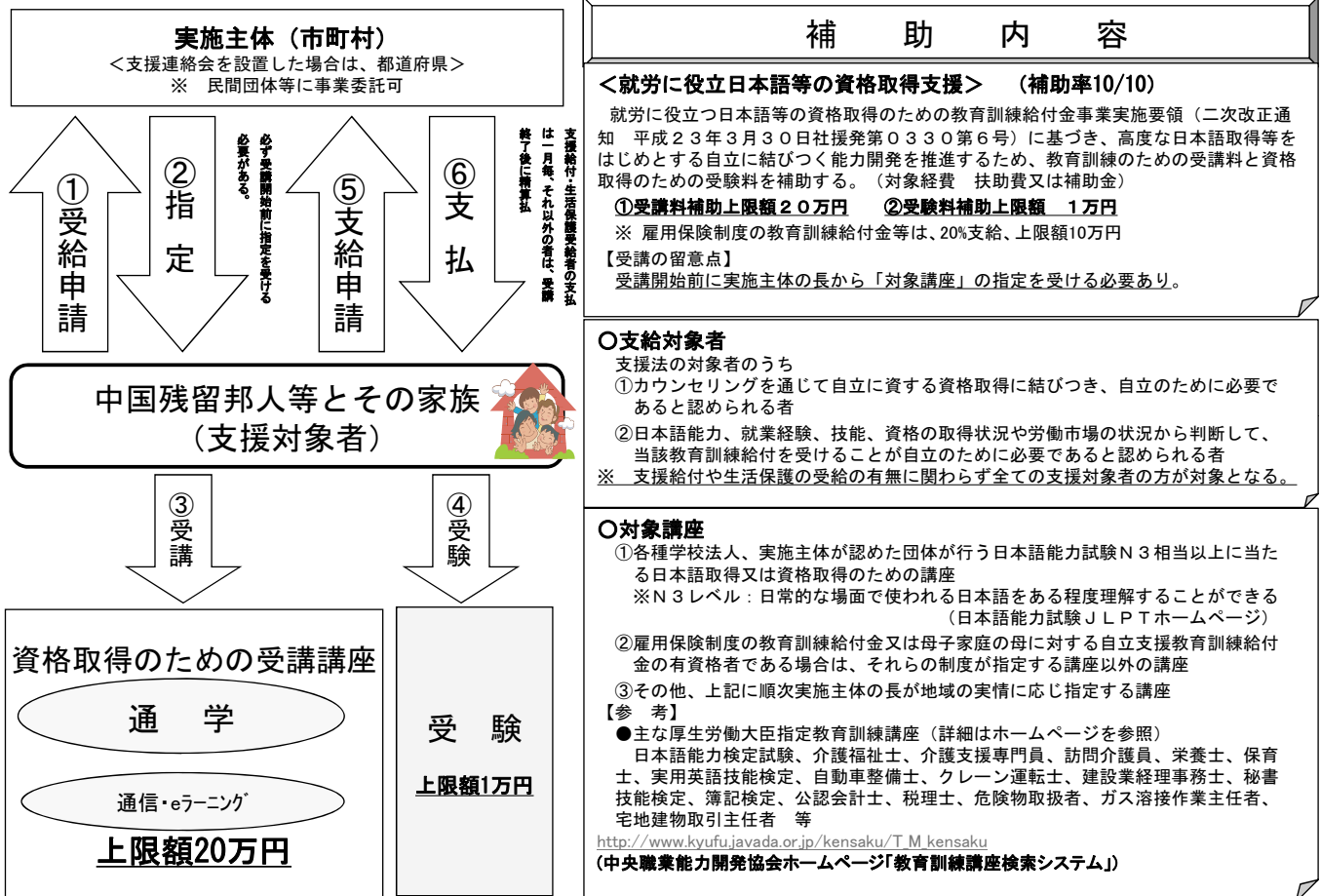


(中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業)

○ 適切な教材等の紹介及び自学自習に必要な教材費の支給



○ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援（教育訓練給付金事業）



オ 支援給付適正実施推進事業

支援給付の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適性化の取り組みを推進することを目的とする。

(7) 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は嘱託職員の雇用等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月、縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図ることや、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

(4) 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助や指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正化を図る。

(7) 収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することで不正受給の防止を図る。

(エ) 業務効率化事業

ITを活用し、支援給付業務の効率化を図る。

この事業は、都道府県、指定都市、中核市又は市町村（特別区含む。町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が実施